

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

02014

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 社団一陽会
 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県広島市佐伯区海老山町7番10号
- (3) 設立認可年月日 昭和 62 年 1 月 14 日
- (4) 設立登記年月日 昭和 62 年 1 月 19 日
- (5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	西澤 欣子	
理事		
監事		

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病 院	医療法人社団一陽会 原田病院	3410215192	広島市佐伯区海老山町7-10	一般病床 120 床
診 療 所	医療法人社団一陽会 一陽会クリニック	3410217941	広島市佐伯区旭園10-3	床
診 療 所	医療法人社団一陽会 イーストクリニック	3410121341	広島市南区段原南1-3-53-6F	床
診 療 所	医療法人社団一陽会 横川クリニック	3410221349	広島市西区横川町2-7-19	床

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
クローバー訪問看護ステーション	広島市佐伯区海老山町7番10号	
クローバー居宅介護支援事業所	広島市佐伯区海老山町7番10号	
ケアレジデンス楽々園	広島市佐伯区楽々園三丁目14番3号	
クローバーヘルパーステーション	広島市佐伯区楽々園三丁目14番3号	
デイサービス楽々園	広島市佐伯区楽々園三丁目14番3号	
グランホームあさひ	広島市佐伯区旭園9番31号	

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当業務なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年5月27日	令和4年度決算の決定
令和5年5月27日	令和5年度予算の決定
令和5年5月27日	役員改選
令和5年7月24日	診療所管理者交代
令和6年1月29日	診療所管理者交代

法人名 医療法人 社団一陽会
所在地 広島市佐伯区海老山町7番10号

※医療法人整理番号 02014

貸 借 対 照 表
(令和 6年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	5,204,075	I 流動負債	672,059
現金及び預金	4,059,149	支払手形	0
事業未収金	1,082,477	買掛金	201,441
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	36,331	未払金	51,627
前渡金	3,000	未払費用	270,790
前払費用	2,373	未払法人税等	82,531
その他の流動資産	20,745	未払消費税等	0
II 固定資産	3,156,654	前受金	24,146
1 有形固定資産	2,477,458	預り金	34,924
建物	1,944,258	前受収益	0
構築物	23,794	貸倒引当金	6,600
その他の器械備品	302,131	その他の流動負債	0
車両及び船舶	1,723	II 固定負債	31,409
土地	196,784	医療機関債	0
建設仮勘定	0	長期借入金	0
その他の有形固定資産	8,768	繰延税金負債	0
2 無形固定資産	39,413	その他の固定負債	31,409
借地権	0		
ソフトウェア	38,439	負債合計	703,468
その他の無形固定資産	974		
3 その他の資産	639,783	純資産の部	
有価証券	0	科 目	金 額
長期貸付金	0	I 出資金	0
保有医療機関債	0	II 積立金	7,657,261
その他長期貸付金	0	設立等積立金	5,284,901
役員等長期貸付金	0	繰越利益積立金	2,372,360
長期前払費用	0	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	139,783	繰延ヘッジ損益	0
減価償却引当特定預金	500,000		
資産合計	8,360,729	純資産合計	7,657,261
		負債・純資産合計	8,360,729

- (注) 1 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
- 2 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
- 3 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 社団一陽会
 所在地 広島市佐伯区海老山町7番10号

※医療法人整理番号 02014

損 益 計 算 書
 (自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		6,102,744
2 事業費用		5,297,630
本来業務事業利益		805,114
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		406,138
2 事業費用		852,925
附帯業務事業損失		446,786
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
事業利益		358,327
II 事業外収益		
受取利息	64	
その他の事業外収益	350,067	350,131
III 事業外費用		
支払利息	0	
その他の事業外費用	6,602	6,602
経常利益		701,856
IV 特別利益		
固定資産売却益	1,025	
その他の特別利益	0	1,025
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	25,410	25,410
税引前当期純利益		677,472
法人税・住民税及び事業税	190,581	
法人税等調整額	0	190,581
当期純利益		486,890

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 2

法人名 医療法人 社団一陽会

※医療法人整理番号 0 2 0 1 4

所在地 広島市佐伯区海老山町7番10号

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	8,360,729 千円
2. 負 債 額	703,468 千円
3. 純 資 産 額	7,657,261 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,204,075
B 固 定 資 産	3,156,654
C 資 産 合 計 (A+B)	8,360,729
D 負 債 合 計	703,468
E 純 資 産 (C-D)	7,657,261

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 社団一陽会
所在地 広島市佐伯区海老山町7番10号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当する取引はありません。

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当する取引はありません。

監事監査報告書

医療法人 社団一陽会

理事長 西澤 欣子 殿

私は、医療法人 社団一陽会の令和5会計年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 24 日

医療法人 社団一陽会

監事

